

政令第四百四号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第四十四条の四第五項、第四十四条の五第五項、第八十一条第五項、第八十二条第三項及び附則第二十八条の二第四項、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十八条第四項及び第百二十五条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則第十一条第十一項及び附則別表、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）附則第七条の二第一項、第一号及び第二号並びに地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十条の六第一項中「四・一パーセント」を「四・二パーセント」に、「平成十三年四月」、「平成十七年四月」、「平成十八年四月」、「平成十九年四月」、「平成二十年四月」、「平成二十一年四

月」、「平成二十二年四月」、「平成二十三年四月」、「平成二十四年四月」、「平成二十五年四月」、「平成二十六年四月」及び「平成二十七年四月」を「同年四月」に、「二・九パーセント、平成二十八年四月」を「一・七パーセント、同年四月」に、「三・四パーセント、平成二十九年四月」を「二パーセント、同年四月」に、「三・六パーセント、平成三十年四月」を「二・四パーセント、同年四月」に、「三・九パーセント、平成三十一年四月」を「二・八パーセント、同年四月」に、「四パーセント」を「三・一パーセント、同年四月から平成三十三年三月までの期間については年三・四パーセント、同年四月から平成三十四年三月までの期間については年三・七パーセント、同年四月から平成三十五年三月までの期間については年三・九パーセント、同年四月から平成三十六年三月までの期間については年四・一パーセント」に改める。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条及び第七十八条の二中「四・一パーセント」を「四・二パーセント」に、「平成十三年四月

「平成十七年四月」、「平成十八年四月」、「平成十九年四月」、「平成二十年四月」、「平成二十一年四月」、「平成二十二年四月」、「平成二十三年四月」、「平成二十四年四月」、「平成二十五年四月」、「平成二十六年四月」及び「平成二十七年四月」を「同年四月」に、「二・九パーセント、平成二十八年四月」を「一・七パーセント、同年四月」に、「三・四パーセント、平成二十九年四月」を「二・四パーセント、同年四月」に、「三・六パーセント、平成三十年四月」を「二・四パーセント、同年四月」に、「三・九パーセント、平成三十一年四月」を「二・八パーセント、同年四月」に、「四パーセント」を「三・一パーセント、同年四月から平成三十三年三月までの期間については年三・四パーセント、同年四月から平成三十四年三月までの期間については年三・七パーセント、同年四月から平成三十五年三月までの期間については年三・九パーセント、同年四月から平成三十六年三月までの期間については年四・一パーセント」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第三条 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（年金額等の水準を表す指数の計算方法）」を付し、同条第一項中「をいう」の下に「。次条第一項において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第七条の二 平成十六年改正法附則第七条の二第一項第一号の政令で定めるところにより計算した指数は、平成二十六年度における前条第一項の規定により得た数に、平成二十七年度において法第四十四条の二第一項又は第三項（法第四十四条の三第一項の規定が適用される受給権者にあつては、同項又は同条第三項）の規定により再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た数（その数に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

2 平成十六年改正法附則第七条の二第一項第二号の政令で定めるところにより計算した指数は、前条第二項の規定により得た数とする。

（地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正）

第四条 地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第一号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二二一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一八九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇三九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一〇
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九〇
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八二
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七七
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五七

平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九八〇

第一条第二号の表を次のように改める。

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五三
昭和六十二年三月以前	一・二三一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二〇二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一七一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇五一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇〇

平成六年四月から平成七年三月まで	○・九八二
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九八一
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七七
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九五七
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九八一



第一条第三号の表を次のように改める。

平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五三
昭和六十二年三月以前	一・二五七
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九七

平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇二
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七七
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五七
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七五

平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五三

第一条第四号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二六三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二七
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇七
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七三
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五七
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五一

平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八二

第一条第五号の表を次のように改める。

平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五三
昭和六十二年三月以前	一・二六三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二七
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇七

平成七年四月から平成八年三月まで	○・九八六
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七三
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九六〇
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九七九

第一条第六号の表を次のように改める。

平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五三
昭和六十二年三月以前	一・二六九
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三八
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三五



平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八三
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五二
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一一
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九〇
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七七
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六四
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七九

平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五三

第一条第七号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二七九
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一七
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五九

平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八三

第一条第八号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二九〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五二
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四六
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二七
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇五
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五三

平成八年四月から平成九年三月まで	○・九九三
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九八〇
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九六八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九六七
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九六七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九六二

第一条第九号の表を次のように改める。

平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五三
昭和六十二年三月以前	一・二九一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二七
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇〇

平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇七〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四七
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二七
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六九
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六八
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六七
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七三
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七六
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七七



平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九七九
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九七九
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九七六
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九六〇
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七二
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九七七
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八〇
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八一
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九七七
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九五一
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五一

第二条の見出し中「平成二十三年度」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十三年度」を「平成二十七年度」に、「四十六万円」を「四十七万円」に改める。

第三条の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年年度」に改め、同条中「平成二十六年度」を「平成二十七年年度」に改め、同条の表を次のように改める。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二一
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二三一
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二五七
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二六九
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七九
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二九一

第四条の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年年度」に改め、同条第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年年度」に、「〇・九八六」を「一・〇〇〇」に、「〇・九八四」を「〇・九九八」に改め

、同条第二項の表に次のように加える。

平成二十七年四月から平成二十八年三月まで

〇・九〇九

(地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正)

第五条 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十三年政令第百五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第一項中「平成二十六年四月分」を「平成二十七年四月分」に、「平成二十五年五月三十一日」を「平成二十六年五月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十五年六月一日」を「平成二十六年六月一日」に、「四・七四二」を「四・八〇八」に改め、同条第三項中「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第八十六号)第四条による改正前の前二項」を「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第百四号)第五条による改正前の前二項」に改め、「旧遺族年金」の下に「並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金」を加え、「平成二十三年六月一日」を「平成二十五年六月一日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。  
(地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)
- 2 平成二十七年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法による年金である給付の額、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号)附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金若しくは同法附則第九条に規定する旧遺族年金又は同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金若しくは同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金の額については、なお従前の例による。

## 理 由

平成二十六年に算出された名目手取り賃金変動率等を基準として、平成二十七年四月分以後の地方公務員等共済組合法に規定する再評価率の改定等を行うほか、所要の規定の整備を行う必要があるからである。